

暴走族取締り実施要綱の制定について（通達）（概要）

昭和 5 5 年 3 月 1 5 日 発交指第 1 5 2 号
発捜一第 1 8 9 号
発捜二第 1 0 2 号
発防第 1 3 3 号
発備第 8 9 号
発外第 2 6 5 号
警察本部長から各部・課・室・校・隊・署長あて

このたび、暴走族取締り実施要綱を別添のとおり定め、昭和 5 5 年 4 月 1 日から実施することとしたが、その趣旨、運用解釈等は次のとおりであるから、効果的な運用をはかられたい。

なお、次の通達は本要綱施行日から廃止する。

昭 5 0 . 7 . 9 発交指 2 6 7 「暴走行為者等の認定資料及び名簿作成要領の制定について」

昭 5 2 . 1 2 . 3 発交指 5 2 2 「暴走族に対する徹底取締りと組織の壊滅について」

昭 5 3 . 3 . 3 発交指 1 6 3 （捜一、捜二、防、備、外合同）「暴走族の取締りについて」

昭 5 4 . 5 . 1 7 発交指 3 2 6 （捜二、防、保合同）「関東型暴走族事犯に対する取締り事件処理体制について」

記

1 制定の趣旨

暴走族取締りについては、従来から交通部門が主管し、関係部署の協力を得て、対策を推進してきたところであるが、最近暴走族が低年齢化粗暴化するに従い交通部門だけでは対処できない場合が多くなりつつある。

暴走族問題の根源的解決を図るためには警察の総合体制を確立するとともに、関係機関団体の理解と協力を得ることが、極めて重要でありこの為、本要綱を制定し総合的対策を推進することとしたものである。

2 暴走族対策の基本方針

暴走族対策は、出現の未然防止を最善とし徹底検挙は次善の策とする。従って平素からの情報収集活動によって実態把握につとめ、い集暴走等の行動を起す前に措置することが肝要である。

また不法事案が発生した場合は、部隊運用を効果的に行って早期鎮圧につとめる他関係法令を多角的に適用して徹底検挙を行いグループの解体措置など、再犯防止につとめるべきである。

3 総合体制の確立

刑事、防犯、交通、通信、各部による総合体制を確立するため、県本部に「暴走族総合対策本部」（以下対策本部という）及び「暴走族対策室」（以下対策室という）を設置することとした。

その他、取締り指揮班、捜査専従班を編成し取締りを強力に推進することとしたが、各組織は指揮命令系統に従い相互の連携を強化し総合力を最大に発揮できるように運用されたい。

4 事件処理体制

要綱では(1)から(3)までの事案を想定し、それぞれの事件処理体制を示したが、交通事故に刑事事件が関連する場合等、これにより難しい場合は、対策本部長が指定するところによることとした。

5 取締り指揮班

暴走族対策室のなかに取締り指揮班を置くこととし、暴走族取締りの総括指揮、現地対策本部相互間の調整等にあたらせることとした。

6 捜査専従班

暴走族対策室のなかに捜査専従班を置くこととしたが、班員は現所属と兼務することとする。

7 情報活動

(1) 情報収集活動の推進

各所属長は暴走族の動静を早期に把握し、その出現を未然に防止することが最善であることを銘記し外勤警察活動をはじめ、あらゆる日常の警察活動を通じ、積極的に情報収集が行われるよう教養を徹底することが必要である。

(2) 情報の一元化

各所属長は暴走族情報のうち必要ありと認められるものについてはすみやかに交通指導課へその写しを送付すること。

交通指導課にあってはこれを統合分析し他の課、署、隊で措置を要するものは関係課、署、隊へ移送することとした。

8 教養訓練の実施

教養訓練の種別は次のとおりとし、交通指導課が計画を立案することとした。

(1) 図上訓練

(2) 現場阻止訓練

(3) 採証訓練

9 地域対策の推進

協力を依頼する関係機関、団体に対して地域の総合対策が推進されるよう働きかけること。

10 既存通達との関係

共同危険行為の阻止、検挙等具体的活動要領は、昭53.5.4発交指355「いわゆる関東型暴走族の取締りについて」及び昭53.12.1発交指792「共同危険行為等の禁止違反捜査要領」によることとする。

暴走族取締り実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、石川県警察における暴走族取締りを、総合的かつ効果的に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2 暴走族に関する情報活動を活発に行い、関係法令を多角的に活用して、解体補導活動を推進し、暴走行為等不法事案に対しては、協力かつ有効な取締りを実施し、その徹底検挙を図る。

(総合体制の確立)

第3 暴走族対策の基本計画を策定しこれを推進するため、刑事防犯、警備、交通、その他関係部門をもって構成する総合体制を確立する。

(会議)

第4 暴走族対策に関する会議は次のとおり開催する。

- 1 総合対策会議 年2回以上
- 2 対策室会議 月1回以上
- 3 戦術会議 必要ある都度

(取締り要領)

第5 暴走族の取締り要領は次のとおりとする。

- 1 情報の収集
刑事、交通、少年及び外勤警察官等の日常の街頭活動を通じ、暴走族情報を積極的に収集する他、民間協力の確保につとめること。
- 2 取締り法規の多角的活用
暴走族の不法事案に対しては、道路交通法、刑法、軽犯罪法、毒物及び劇物取締り法その他の関係法令を多角的に活用すること。
- 3 強制捜査の実施
共同危険行為、公務執行妨害事案等の悪質事案に対しては、被疑者の逮捕、車両の押収等強制捜査をもつてのぞみ、事態の早期鎮圧、グループの解明等につとめること。
- 4 少年に対する調査、取調べ
少年に対する調査、取調べにあたっては、保護者、学校等に通報し、その協力を求め、適切な補導を行うこと。
また暴走族少年のうち他に非行のあるもの、又は、ぐ犯性の高いものについては、少年担当係において所要の措置をとること。
- 5 暴走族グループの解体
非行集団化している暴走族グループについては、少年担当係、暴力団に関係ある暴走族グループについては、暴力担当係、その他暴走族グループについては交通担当係においてそれぞれ実態を解明し解散させること。
- 6 集団不法行為の制圧
暴走族の暴走行為に伴い、集団不法行為、対立抗争事案が発生し若しくは発生するおそれがあるとき、又は、これに伴い群集がい集したときは、機動隊等の部隊による規制、排除、隔離等所要の措置を講ずると共に、不法行為を行った者の徹底検挙につとめこれを制圧すること。
- 7 交通規制の実施
暴走行為等の予想される場所については通行の禁止、通行区分の指定、駐停車禁止等の交通規制を行うこと。
- 8 その他
取締りの具体的方法、暴走族行為の阻止、採証、検挙要領等については別に定める要領によること。

(教養訓練の実施)

第6 対策室は、暴走族取締り部隊の運用、採証、阻止検挙活動等について訓練計画を立案し、年2回以上、訓練を実施しなければならない。

(迅速適正な行政処分)

第7 暴走族に対する運転免許行政処分は、迅速かつ厳重に行い、その執行にあたっては、保護者の立会を求めるなどの措置を講じ再犯防止につとめること。

(地域対策の推進)

第8 地域における関係機関団体等との連携を強化し、情報の交換、広報活動の実施、空地、駐車場等集場所からのしめ出し、車両の不法改造の自粛等の総合対策を推進し、暴走族追放の気運を醸成するようつとめること。